

令和2年6月26日

管内宅地建物取引業団体 ご担当者 様

国土交通省北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課長
国土交通省中部地方整備局 建政部 住宅整備課長

「第7回 中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会」の開催（動画ライブ配信）について

日頃より、住宅行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北陸地方整備局及び中部地方整備局では、住宅行政と福祉行政の緊密な連携の下、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や、生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、「中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会」を東海北陸厚生局と協力して開催しております。

このたび、第7回勉強会を開催いたしますので、是非ご参加頂きますようお願い申し上げます。併せて、貴団体の会員の皆様に対してご周知頂きますようよろしくようお願い申し上げます。なお、当勉強会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からWEB上での傍聴のみとさせていただきます。

1. 開催日時：令和2年7月30日（木）14：00～17：00

2. 配信方法：YouTubeによるライブ配信

※事前に視聴を希望される方に対して限定配信をいたします。

※参加希望者には開催日の2週間前までに配信用URLを送付いたしますので、視聴環境（セキュリティ等の解除等）の調整をお願いいたします。

3. 参加対象者：行政職員（住宅部局・福祉部局）、不動産関係者、福祉関係者、居住支援法人等
※居住支援に関心のある方又は団体は参加いただいて結構です。

4. 開催内容（予定）：①取組み事例紹介、②パネルディスカッション
※別紙議事次第（案）参照のこと

5. 応募締切

令和2年7月10日（金）17：00まで

6. 参加希望登録及び問い合わせ先 ※必ず2名宛てに送付をお願いします。

別添「参加希望登録票」を以下の担当までメールでご提出下さい。

中部地方整備局 建政部 住宅整備課 TEL:052-953-8574

大石 ooishi-t85ab@mlit.go.jp 、 木下 : kinoshita-k85aa@mlit.go.jp

7. その他

- ① 過去の勉強会に参加されていなくても、ご関心のある方は是非ご参加下さい。
- ② 勉強会当日の質疑は、チャット又はメールにて対応いたします。チャット機能を使用するにはアカウントが必要です。アカウントをお持ちでない方は、後日、配信用 URL を送付する際に、質問用メールアドレスを送付いたしますのでそちらでご質問いただけます。
- ③ 当勉強会の資料については、勉強会当日までに中部地方整備局のHPに掲載いたします。過去の資料についても掲載しておりますので、ご参照ください。

(https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/con02_benkyoukai/index.html)

「中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会」について

1. 居住支援協議会とは

「居住支援協議会」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に定める「住宅確保要配慮者居住支援協議会」のことを指しています。居住支援協議会では、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するものです。

2. 「中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会」について

本勉強会は、市町村単位の居住支援協議会の設立及び設立済協議会活動の一層の推進を図る観点から、北陸地方整備局及び中部地方整備局と東海北陸厚生局が連携し、地方公共団体の住宅・福祉両部局が参加のもと、政策情報の共有や事例発表、意見交換等を行っています。